

著しい騒音を軽減するための構造

第71条 新幹線の車両は、列車の走行に伴い発生する著しい騒音を軽減するための構造としなければならない。ただし、専ら事故の復旧又は施設の試験、検査若しくは保守の用に供する車両については、この限りでない。

[解説]

1. 地上設備の騒音対策事例

軌道設備音源対策	ロングレール化
	レール削正
地上設備音源対策	防音壁
	吸音板

2. 車両設備の騒音軽減対策事例

集電系音対策	パンタグラフ形状改良
	パンタグラフカバーの設置、改良
	パンタグラフ数削減
	アーク騒音低減のための高圧母線引き通しによる並列パンタグラフ化
空力音対策	車体の平滑化
	先頭車両形状の改良
転道音対策	車輪フラットの防止
構造物音対策	車両軽量化

以 上